

国民年金だより

年金受給者のみなさんへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう。

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収所得税が決まります。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要となりますので、忘れずに確定申告を行ってください。



■平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満・年金額が108万円以上
65歳以上・年金額が158万円以上

環境衛生だより

犬・猫の飼い主のみなさんへ

飼い犬の登録はお済みですか

生後91日以上の飼い犬は、生涯に1回の登録が必要です。

また、所有者や犬の所在地などに変更があった場合や死亡した場合も届出が必要です。

ペットショップなどで子犬を購入した方、生後3か月未満の子犬をもらった方など、「犬の所有者は、犬を取得した日（生後91日以降）から30日以内に、その犬を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない」と狂犬病予防法で決められています。

犬を飼い始めたらず役場で「飼い犬の登録申請」を行ってください。

登録の際には、3,000円の登録料がかかります。

登録後に「犬鑑札」を交付します。鑑札は飼い犬が迷子になったときに飼い主がわかりますので、首輪などに必ず

着けるようお願いします。

狂犬病予防注射を必ず受けましょう

狂犬病予防法により、犬の飼い主は毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

飼い主の責任として、必ず予防注射を受けましょう。

犬の登録や予防注射を受けなかった場合、20万円以下の罰金が課せられることがあります。

犬や猫の放し飼いはやめましょう

○犬・猫の糞尿や鳴き声で隣人等の方々に迷惑をかけないようにしましょう。

○放し飼いで、他人を追いかけてり咬んだり等の危険がありますので絶対やめましょう。

また、過去の事例ですが、放し飼いの犬が馬を追いかけてケガを負わせ損害賠償を支払ったケースもあります。

○野良猫には餌を与えないようにしてください。一度与えるとそこから離れず、数が増え糞尿などで近隣住人に迷惑がかかります。

犬・猫の引き取り

○犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それが

できない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。

なお、新ひだか町にW・A・R・P（ワープ）というボランティア団体があります。そちらでは里親を募集していますので気になる方は代表の水島さん（090・8279・9736）へ連絡してください。

新冠共同墓地の公募について

町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用許可の受付を行っております。

○新冠共同墓地（字西泊津）

11区画6㎡ 使用料2万円



●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎47・2112

小学生新聞グランプリ 大野つくしさん大賞に！

子どもたちが自ら選んだテーマについて取材し、工夫をこらして作った新聞のコンテストが、北海道新聞主催で行なわれ、新冠小学校6年の大野つくしさんが最高賞となる「フムフム大賞」を受賞されました。

大野さんは1年生の頃から同コンテストに応募しており、4年生と5年生のときには特別賞を受賞しています。

今回の新聞のテーマは「移住」。2年前に浦河町より引っ越してきた大野さん宅に、新冠町より「にいかっぷウエルカムガイドマップ」が届いたのがきっかけだったそうです。

大野さんの新聞は、新冠町のホーム



ページの中にあるブログと北海道新聞のホームページ（<http://www.hokkaido-np.co.jp/>）で見ることができます。